

常任委員会の定数について

平成28年4月1日現在

常任委員会名	所管事項	定数（欠員）	備考
総務地域連携	○総務部、地域連携部、選挙管理委員会及び収用委員会の所管並びにこれらに関連すること ○他の常任委員会の所管に属しないこと	9	
戦略企画雇用経済	○戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会及び労働委員会の所管並びにこれらに関連すること	9	
環境生活農林水産	○環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管並びにこれらに関連すること	9 (1)	※欠員は、議長の欠員によるもの
健康福祉病院	○健康福祉部及び病院事業庁の所管並びにこれらに関連すること	8	
防災県土整備企業	○防災対策部、県土整備部及び企業庁の所管並びにこれらに関連すること	8	
教育警察	○教育委員会及び公安委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
予算決算	○予算及びこれに関連すること ○決算及びこれに関連すること	50	